

○ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成十四年十二月二十七日)

(経済産業省告示第四百三十二号)

改正	平成一六年	一月二二日	経済産業省告示第	八号
	同	一八年	三月二九日同	第 五五号
	同	二五年	一月二二日同	第二六九号
	同	二九年	三月二八日同	第 五四号
	同	三一年	三月二九日同	第 六八号
	令和	元年	七月 一日同	第 四六号
	同	五年	三月二八日同	第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十八条第一項及び第二十条の規定に基づき、ストーブの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第12号に掲げるストーブ（以下「ストーブ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するストーブの性能について、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) ガスを燃料とするストーブ（以下「ガスストーブ」という。）にあつては、エネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。
- (2) 灯油を燃料とするストーブ（以下「石油ストーブ」という。）にあつては、エネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（ただし、半密閉式のもののうち放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5リット

ル毎時を超えるものにあつては、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷台数により加重平均した数値）を下回らないようにすること。

第1表（ガスストーブ）

区 分	基準エネルギー消費効率
1 密閉式	82.0

第2表（石油ストーブ）

区 分			基準エネルギー消費効率又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	区分名	
密閉式	自然対流式	A	83.5
	強制対流式	B	86.0
半密閉式	放射式	C	69.0
	放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5リットル毎時以下のもの	D	67.0
	放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5リットル毎時を超えるもの	E	$E = -3.0L + 71.5$

備考 E及びLは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 パーセント）

L：最大燃料消費量（単位 リットル毎時）

2 表示事項等

2-1 表示事項

ストーブのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名又は形名

ロ 区分名（石油ストーブに限る。）

ハ 最大燃料消費量（石油ストーブであって半密閉式のもののうち放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5リットル毎時を超えるものに限る。）

ニ エネルギー消費効率

ホ 製造事業者等の氏名又は名称

2—2 遵守事項

(1) 2—1のニに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をパーセントの単位で小数点以下1桁まで表示すること。

(2) 2—1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及びガスストーブ又は石油ストーブごとに、ガスストーブ又は石油ストーブの本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載し、又は本体の見やすい箇所に容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。

3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、日本産業規格S2122の5. 試験方法に規定する方法により測定した熱効率（石油ストーブにあつては、日本産業規格S3031の6. 燃焼試験に規定する方法により測定した空気を暖める方式の機器の熱効率）とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、2の規定は、平成16年1月1日から施行する。

改正文（平成一六年一月二二日経済産業省告示第八号）抄

公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二九日経済産業省告示第五五号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のⅠの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Ⅰの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにⅠの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。